

1 新指針改定の背景・趣旨

県では、平成15年(2003年)3月に、産業振興のあり方や戦略方向を定めた「滋賀県産業振興新指針(以下「新指針」という。)」を策定し、「創造型・自律型産業構造への転換」を基本とした6つの基本方向と8つのプロジェクト構想を掲げ、産業振興の諸施策に取り組んできました。

さらに、同年10月には、県政運営の基本方針である「滋賀県中期計画」を策定し、これに基づき、地域の活力と未来を育む「たくましい経済県づくり」に向けた取組を推進してきました。

しかし、新指針策定から4年が経過し、景気は回復基調で推移しているものの、依然として、中小企業を中心に、地域、業種、規模などで景況感に差が見られます。

また、近年の人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化、加速する経済のグローバル化、社会の成熟化に伴う価値観の多様化など、産業を取り巻く社会・経済の状況は急速に変化しています。

国では、平成18年(2006年)7月に「国際競争力の強化」と「地域経済の活性化」を二本柱とする中長期的な経済活性化策を示した「経済成長戦略大綱」が策定されました。

また、平成19年(2007年)5月には、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律」をはじめとする地域経済の活性化のための関連三法が成立するなど、新たな法的基盤の整備のもと、産業施策が推進されることとなりました。

県においても、平成19年(2007年)12月に、時代の変化に対応し、様々な制約を受ける中であっても生活の質の向上を目指していけるよう、「滋賀県中期計画」に代わる新たな計画として、「滋賀県基本構想」を策定しました。

こうした本県産業を取り巻く社会・経済状況の変化や国の産業振興政策等に的確に対応し、これまで築いてきた産業基盤のより一層の強化を図り、活力ある滋賀の未来を創造していくため、新指針を改定するものです。

2 新指針（改定版）の性格

- (1) 本県において取り組むべき産業振興施策を総合的に推進するための指針です。
- (2) 「滋賀県基本構想」はじめ、関連の各種計画との整合性を図った指針です。
- (3) 国の産業振興政策を踏まえた指針です。
- (4) 県が実施する産業振興施策を推進するための基本指針となるだけでなく、民間企業、各種団体や大学などの各主体が、それぞれの役割に応じて積極的・主体的に取り組を進める上での共通の指針となるものです。
- (5) 改定に当たっては、新指針の基本理念や基本方向に基づき、平成22年(2010年)までの残りの3年間を集中的に取り組むための方向性や重点的戦略を示した指針です。

3 計画期間

改定に当たっては、新指針の目標年度と同様とし、平成22年度(2010年度)を目標年度とします。

